

第 号議案

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年三月 日提出

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第 号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び第五十条」を「、第五十条及び第七十三条」に改める。

第七十三条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスの事業に従事したものをいう。以下同じ。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により置かなければならない同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十七条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十八条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた指定放課後等デイサービスを提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
 - 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
第七十八条中「から第五十一条まで」を、「第五十条、第五十一条」に改める。
第七十九条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。
 - 3 第一項の規定により置かなければならない同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
第八十一条中「から第五十一条まで」を、「第五十条、第五十一条」に、「及び第七十七条（第一項を除く。）」を、「第七十七条（第一項を除く。）及び第七十七条の二」に改める。
- 附 則**
- （施行期日）
- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
 - 2 この条例の施行の際現に改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者である者に対する改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第七十三条の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
 - 3 この条例の施行の際現に旧条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者である者に対する新条例第七十九条の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。